

公益社団法人三重県観光連盟会費規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人三重県観光連盟（以下「この法人」という。）定款第7条に関する必要事項を定め、それにより公益社団法人三重県観光連盟の事業活動に経常的に生じる費用に充てるための収入を安定的に確保することを目的とする。

(会費)

第2条 会員の会費の額は、一口年額1,000円で50口以上とする。ただし、各市町、各市町等観光協会及びこの法人の設立登記前に年額50,000円未満であった会員の会費にあっては別に定める。

(会費等の使途)

第3条 前条の会費については、その50%を公益目的事業に使用し、他は使途を定めないものとする。

(納入期日等)

第4条 会費は、毎年度7月末日までに納入するものとする。

2 会員から納入された会費については、直ちに会費収入として別紙様式に記載し、その経過を明らかにしなければならない。

(手数料)

第5条 会費の納入に際しては、当該送金手数料は、会員が負担するものとする。

(会費の減免等)

第6条 大規模災害や感染症の蔓延等の緊急事態により、会費の額や納入期日等について緊急避難的な措置をとる必要が生じた場合、理事会の決定により、会費の減免や納入期日の延長等を行うことができる。

(規程の変更)

第7条 この規程は、定款第12条の規定により、総会の決議によって変更することができる。

附 則

この規程は、公益社団法人三重県観光連盟の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年6月24日から施行する。

附 則

この規定は、令和3年6月28日から施行する。

別紙（第4条関係） 省略